

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第49号

京都市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消費生活条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第1号セ中「郵便、」の右に「電磁的方法（」を加え、「第11条の2第1号から第3号までに規定する電磁的方法」を「第3条各号に掲げる方法をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター)